

東海大学経営学部紀要に関する規程

(制定 平成25年4月1日)

改訂 平成26年8月29日 第14条

第1章 総則

(目的)

第1条 東海大学経営学部および熊本教養教育センターは、協同して紀要を発行することとし、その必要事項を以下に規定する。

(名称)

第2条 紀要の名称は次のとおりとする。

(1) 和 文 名 「東海大学経営学部紀要」 ISSN 2188-6407 (平成26年4月28日)

(2) 英 文 名 「BULLETIN OF SCHOOL OF BUSINESS ADMINISTRATION
TOKAI UNIVERSITY」

第2章 組織

(機構)

第3条 紀要の企画、編集及び発行のために、東海大学経営学部紀要委員会（以下「紀要委員会」という。）を置く。

(紀要委員会)

第4条 紀要委員会は、紀要の企画、編集並びに発行を統括する。

- 2 紀要委員会は、委員長が指名する者で構成する。
- 3 紀要委員会の長は、経営学部長が指名する。
- 4 紀要委員会に幹事を置き、幹事は学部支援系の職員がその任にあたる。
- 5 紀要委員会委員長は、紀要委員会を統括しかつ代表する。
- 6 紀要委員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 7 紀要委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 8 議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(紀要論文審査)

第5条 紀要委員会は、論文審査及び論文掲載の可否判定の任にあたる。審査に関して必要と認めた場合は、他に委託するものとする。

(紀要編集)

第6条 紀要委員会は、紀要編集および紀要発行の業務を遂行する。

(委員の任期)

第7条 紀要委員会委員長および紀要委員の任期は1か年度とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 内容

(投稿規程)

第8条 論文の投稿規程は、別に定める。

(投稿資格)

第9条 論文の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 東海大学所属の専任および特任教職員
- (2) 東海大学所属の専任あるいは特任教職員と共同研究を行っている者
- (3) 原則として筆頭執筆者を含め6名以内の連名者
- (4) 東海大学を定年退職した教職員
- (5) その他
紀要委員会が適当と認めた者

(論文内容)

第10条 論文の内容は、学術研究に関し独創的で未発表のものに限り、次の種類のいずれかに該当するものとする。

- (1) 論文（原著論文で、他学会誌などに未発表のもの）
- (2) 研究ノート（独創性は無くても学術研究に寄与するもの）
- (3) 研究資料（学術研究に寄与するもの）
- (4) 翻訳（学術論文等の翻訳）

(投稿基準)

第11条 論文の投稿基準は、次のとおりとする。

- (1) 東海大学紀要原稿執筆要領に準じて作成しなければならない。
- (2) 投稿論文は、常識的な範囲内のページにまとめなければならない
- (3) 他の学会雑誌等に発表した論文等は掲載を認めない。
- (4) 学会・シンポジウム等での口頭発表を論文にしたものは、投稿を認める。

(審査)

第12条 論文の審査は、次のとおりとする。

- (1) 提出論文の査読は、紀要委員会の議を経て査読者に依頼する。
- (2) 査読者には、原則として学外の見識のある研究者を充てる。
- (3) 論文掲載の可否判定の審査は、紀要委員会が査読者の査読結果に基づいて行う。
- (4) 修正の必要がある論文に関しては、執筆者に修正を要請する。なお、修正された論文は、再度査読し、掲載可否を判定することがある。また、修正の内容によっては、次号以降への掲載になることがある。
- (5) 第10条の(2)、(3)、並びに(4)に関する投稿原稿は、紀要委員会による審査を経るものとする。

(掲載順位)

第13条 原稿は以下の順序で掲載する。

- (1) 論文、研究ノート、研究資料、翻訳
- (2) (1)のそれぞれにおいては教授、准教授、専任講師、助教、専任職員、特任教職員の順

- (3) (2)のそれぞれにおいては勤続年数の多い順
- (4) (3)のそれぞれにおいては氏名のアイウエオ順

第4章 発行

(発行)

第14条 紀要委員会委員長は、原稿締切日から原則として7日以内に委員会を招集し、当該号の編集・発行の手続きを開始する。

- 2 紀要は年間1回、3月末日までに公開・発行する。
- 3 紀要は原則として「ON LINE JOURNAL」であり、Web上で公開する。
- 4 原稿締切日は10月末日とする。
- 5 研究代表者に、CDを1部贈呈する。

(体裁)

第15条 紀要の発行者は「東海大学経営学部紀要委員会」とする。

- 2 発行者の下に「委員長名」を明記する。
- 3 発行所は、紀要委員会が決定する。

(配布先)

第16条 紀要の配布先は、東海大学各図書館および東海学園諸機関の各付属図書館

- 2 国会図書館
- 3 その他の配布先は、紀要委員会が検討・決定する。

(著作権)

第17条 紀要論文の著作権は学校法人東海大学に帰属する。

付 則

- 1 本規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 投稿に関する細則は、これを別に定める。
- 3 本規程の改訂は、紀要委員会が提案し、教授会が審議・承認する。